

令和7年第10回 唐津市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年10月7日(火) 午後1時30分～午後3時20分
2. 開催場所 唐津市役所 本庁4階大会議室
3. 出席委員

1番 山崎正廣	2番 中山政俊	3番 平田菊典
4番 井手創一	5番 大場將夫	6番 山口正則
7番 白津知範	8番 石川利恵	9番 曲淵俊之
10番 古賀由紹	11番 宮崎太享	12番 山添 明
13番 袴裟丸一彦	14番 河上和則	15番 宮崎隆広
16番 能隅良子	17番 吉田 哲	18番 堤 正廣
19番 阿部 太		
4. 欠席委員
なし
5. 議事日程
 - ・議事録署名委員の指名
 - ・議案第40号
農地法第5条の規定による許可申請について
 - ・議案第41号
設備整備計画の認定に係る意見について
 - ・議案第42号
農地法第3条の規定による許可申請について
 - ・議案第43号
農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画（賃借権等）について
 - ・議案第44号
農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画（所有権）について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	平田 俊夫
農地係長	中田 賢治
農地係主査	中島 耕作
農地係職員	大鶴 槟士
振興係長	榎田 敏史
振興係職員	並木 菜月
浜玉市民センター主査	小楠 裕美
巖木市民センター係長	富田 浩之
相知市民センター副主査	徳島 千恵
肥前市民センター職員	水田 逸誠
鎮西市民センター職員	松本 愛香
七山市民センター主査	内田 昭一

7. 審議の内容

事務局長	定刻になりましたので始めたいと思います。皆様ご起立をお願いいたします。一同、礼。ご着席ください。本日の総会に議席番号 5 番大場將夫委員、議席番号 18 番堤正廣委員より所用で遅れる旨の連絡をいただいております。ただいまの出席委員は 17 名でございます。定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。それでは会長挨拶をお願いいたします。
山崎正廣会長 (議長)	(会長の挨拶) それではただいまより令和 7 年第 10 回唐津市農業委員会総会を開会いたします。なお本日の議事録署名人に議席番号 6 番山口正則委員、議席番号 7 番白津知範委員を指名いたします。事務局長に諸般の報告をさせます。
事務局長	それでは本日の付議事項を朗読いたします。議案第 40 号農地法第 5 条の規定による許可申請について 9 件、議案第 41 号設備整備計画の認定にかかる意見について 1 件、議案第 42 号農地法第 3 条の規定による許可申請について 9 件、議案第 43 号農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画（賃借権等）について 1 件、議案第 44 号農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画（所有権）について 1 件、計 21 件でございます。以上ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。なお個人情報保護の観点から、申請者の住所、氏名、申請農地の所在地等の朗読は省略いたしますので、詳細につきましては議案集をご覧いただきたいと思い

ます。また農地転用の案件で、立地基準と許可基準は農地転用許可基準表の番号のみを申し上げますので、内容については一覧表でご確認いただきたいと思います。

議長 ただいま報告のとおり、今回の付議事項は議案第40号から第44号までの議案21件でございます。なお、傍聴の方は、自分の関係分が済めば隨時お帰りになられて結構でございます。前もってお知らせをいたしておきます。これより審議を行います。議案集1ページ、議案第40号農地法第5条の規定による許可申請について整理番号1番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。議案書の1ページ、整理番号1番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畠1筆、面積は252平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、特定建築条件付き売買予定地です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の1ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、2ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、3ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が提出されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事

関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、整地程度で現状のまま利用し、北側宅地の進入道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は雨水枠を介して既存排水路へ接続放流させる計画で、汚水も埋設排水管を介して西側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。

立地基準ですが、第1種農地の該当事項7番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号1番について説明を終わります。

地区担当の東部調査会より補足説明があればお願ひします。

古賀由紹委員 議長

古賀でございます。今月1日の日に東部調査会で現地の確認をしていただきました。資料図にありますけれども、資料図の2ページ目を開いていただければと思いますが、今回の申請地の上と右、北と東側は宅地となっていますが、ここはもう更地になってございまして、建物は建ってない。地元推進委員によりますと、以前家があったような記憶があるという話でございましたが、私が農地利用状況調査等で回っていた際にはここはもう更地になっていた。そこを宅地として開発を今されているところでございますが、残っていたこの畠の分を今回一緒に特定建築条件付き売買予定地として分譲地としてなされるということだそうでございまして、東部調

査会の現地確認の折には、この道路を挟んだ左側のほう、そこが広い水田地帯になっておりまして、その関係上、第1種農地となっていますが、この市道から右のほう、東側はもう住宅地でございますので、特に問題ないだらうということございました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集1ページ、整理番号2番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。整理番号2番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畠1筆、面積は、932平方メートルです。現況は休耕地となっております。目的は宅地分譲です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の4ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、5ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、6ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性につ

いて、事業費は全額借入金で、金融機関の融資証明書が提出されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、法定外公共物、道路改築申請、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大50センチの盛土を施し、整地し、北および東側にはセットバックを施し、南、西側は既存コンクリートブロックを利用し、土留めを行い、北側および東側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は自然地下浸透および越流分は北および東側に新設する道路側溝へ流し、汚水も北および東側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号2番について説明を終わります。

地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

失礼します。古賀でございます。この場所につきましても今月1日の日に東部調査会のほうで現地確認をしていただきました。非常にこの地域全体が私どもから見ると狭い道なんですがれども、そのために今回セットバックということです、これは建築基準法に基づく取り扱いなんだそうですが、

議長

古賀由紹委員

道路に面した所を一定の道路幅になるように下がらんとい
かんというルールだそうでございまして、それに基づきまし
て資料図の 6 ページにありますようにセットバックという
ことで右のほう、それから上のほうにセットバック、道路用
に提供されるということをしていただいておりまして、当該
地そのものはいわゆる都市計画法で用途地域、住宅地域とい
うことで指定されている所でございまして、周りは宅地ばかり
でございます。すぐ北のほうに今回の譲渡人さんの農地が
残りますけれども、その分は熱心に野菜を作っていただいて
いることも東部調査会の現地調査の折に確認いただいたと
ころでございます。その上で皆さん特に問題ないだろうとい
うことでございましたので、審議のほどよろしくお願ひいた
します。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、
挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集 1 ページ、整理番号 3 番を議題とします。
それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。整理番号 3 番について説明します。申請者の住所、
氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりで

す。地目は畠1筆、面積は160平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、駐車場です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の7ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、8ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、9ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が提出されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、整地程度で現状のまま碎石敷きで利用し、北側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透および越流分は西側の河川へ放流させる計画です。

生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号3番について説明を終わります。

地区担当の東部調査会より補足説明があればお願ひします。

白津知範委員 はい。7番の白津です。10月の1日の日に東部調査会で

調査をしてもらいました。現地は牟田川のすぐ横の農地であります。申請者の方がピアノ教室をされている方で、生徒さんの送り迎えの駐車場並びに音楽関係の楽器等の搬入等に駐車場が欲しいということで申請をされております。調査会で見てもらいまして、皆さんいいだらうということでございましたけれども、皆さんの慎重審議をよろしくお願ひします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集 2 ページ、整理番号 4 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。議案書の 2 ページ、整理番号 4 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畠 1 筆、面積は、334 平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、一般住宅です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 10 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、11 ページの字図をご覧ください。

土地利用計画は、12ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして転用の確実性について、事業費は自己資金および借入金で、金融機関の預金残高証明および貸与証明書が提出されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、整地程度で現状のまま利用し、南側を除く周囲にはコンクリートブロックを新設して土留めを行い、南側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は敷地内に新設する排水設備を介して南側道路の既存側溝へ流し、汚水も敷地内に新設する排水設備を介して南側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および行政連絡員から異議なしの意見書が提出されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号4番について説明を終わります。

地区担当の中部調査会より補足説明があればお願ひします。

はい。11番宮崎です。3日の日に中部調査会のほうで現地確認を行い、周りは畠がありましたが、この場所は何も作っていない、雑種地を使って家を建てたいということでしたが、問題はないだろうと確認をしていますので、皆さんの審

議長

宮崎太享委員

議のほどよろしくお願ひします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集 2 ページ、整理番号 5 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。整理番号 5 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田 1 筆、面積は 1, 585 平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、宅地分譲です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要是、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 13 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、14 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、15 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、開発行為協議、道路工事施工、

団地等造成、河川法許可申請、法定外公共物、道路改築付け替え申請、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大1.1メートルの盛土を施し、整地し、西側にはコンクリートブロックを新設、北、南側にはL型擁壁を新設し、土留めを行い、東側は道路側溝を新設し、東側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は自然地下浸透および越流分は新設道路側溝を介して東側の道路横断側溝を通り、既存水路へ流し、汚水は新設道路の埋設排水管を介して東側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号5番について説明を終わります。

地区担当の中部調査会より補足説明があればお願ひします。

15番宮崎です。3日の日に中部調査会で現地確認を行いまして、現場は住宅隣接地であり、何も問題ないだろうということに中部調査会ではなりましたので、皆さんの審議をよろしくお願ひいたします。

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入り

ます。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、
挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集 2 ページ、整理番号 6 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号 8 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畠 1 筆、面積は 188 平方メートルです。現況は休耕地となっております。目的は、宅地分譲です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 16 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、17 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、18 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、整地程度で現状のまま利用し、北、南、西側は既存擁壁を利用し、土留めを行い、東側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は自然地下浸透および越流分は東側の既

存道路側溝へ流し、汚水も東側の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号6番について説明を終わります。

地区担当の中部調査会より補足説明があればお願ひします。

宮崎太享委員 はい。11番宮崎です。3日の日に中部調査会で現地確認を行い、周りは住宅地であり、何も問題ないだろうと確認しています。皆様の審議をよろしくお願ひします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集3ページ、整理番号7番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。議案書の3ページ、整理番号7番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畠1筆、面積は30平方メー

トルです。現況は、休耕地となっております。目的は、宅地拡張です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 19 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、20 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、21 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が提出されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、現状のまま利用し、北側にはコンクリートブロックを新設し、土留めを行い、西および東側にはセットバックを施し、南側宅地より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透させる計画です。

生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号7番について説明を終わります。

地区担当の中部調査会より補足説明があればお願ひします。

宮崎隆広委員 3日の日に現地確認を行いました。宅地拡張のため、調査

会では問題ないだろうということになりましたので、皆さんの審議をお願いします。公衆用道路となっていますが、これは地元の道路です。以上です。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集 3 ページ、整理番号 8 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。整理番号 8 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畠 1 筆、面積は 176 平方メートルです。現況は、宅地および家庭菜園となっております。目的は、宅地拡張です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 22 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、23 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、24 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用については許可が必要なことを知らずに平成 19 年ごろ、既存住宅の増築の際に必要になれば購入することとして買い取りはしてい

た。所有者の好意により家庭菜園に利用していたが、一部砕石を敷いて宅地の一部にしており、許可を受けることを失念したことがわかり、そのことについての始末書が提出されています。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、既に一部転用済みでそのまま利用し、東側宅地より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号8番について説明を終わります。

議長 地区担当の南部調査会より補足説明があればお願ひします。

井手創一委員 4番の井手です。9月29日、現地確認を行いました。申請地は資料図のとおり宅地と同一敷地内にあり、半分ほどは法面で防草シートにてきちんと管理されていました。調査会では問題なしということで、異議等はございませんでした。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集4ページ、整理番号9番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の4ページ、整理番号9番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畠1筆、面積は1,801平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、駐車場および資材置き場。一時転用です。賃貸借権設定によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の25ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、26ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、27ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、整地程度で現状のまま鉄板敷きで利用し、周囲には土水路と

土堰堤を設置し、北東側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透および越流分は東側の既存水路へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。一時転用期間は、許可日より令和9年3月31日までとなっており、農地復元確約書が提出されています。

立地基準ですが、農用地区域内農地の該当事項1番に該当します。許可の基準は3番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号9番について説明を終わります。

議長 地区担当の西部調査会より補足説明があればお願ひします。

中山政俊委員 はい。2番の肥前の中山です。この土地は、周りがすべて畠という状況になっております。それでこれは一時的に風車設立に伴い、一時転用ということで計画をされております。西部調査会で検討した結果、別に問題はないだろうということに達しておりますので、皆様のご審議のほどよろしくお願ひします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

ありがとうございました。挙手全員。よって本案は可決しました。次に議案集5ページ、議案第41号設備整備計画の認定に係る意見についてを議題とします。整理番号1の1から議案集7ページの1の6までを一括して説明いたします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。この議案に関してなんですが、まず個別に説明する前に、この内容について説明をさせていただきます。あと資料としまして、農山漁村再生可能エネルギー法についてA4横のチラシを配っております。これは農林水産省のホームページに載っている分なのですが、この法律の概要が載っていますので、ちょっと参考に後からでも見ていただいたらと思います。

この内容について説明します。第1種農地に太陽光発電設備と再生可能エネルギー発電設備を設置するため農地転用することは、原則許可することはできませんでしたが、平成26年5月1日に施行された法律、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律で一定の条件の下、農地転用が可能となっております。このことは農地転用許可基準表の第1種農地の許可基準30番で公益性が高いと認められる事業、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第5条大1項に規定する基本計画に定められた区域内において、設備整備計画に従って行われる再生可能

エネルギー発電設備の場合は許可し得ると示されています。それで今回の議案は通常の農地転用申請の案件とどこが違うと申しますと、通常の場合は転用する事業者が直接農業委員会へ申請をするものであります、全体計画の中に第1種農地が含まれているため、第1種農地でこのような転用を行う場合は、唐津市が基本計画を作成しています。今回は変更、追加になりますが、県へ申請し、その中で農地法の許可に係る行為、設備整備計画がある場合には、佐賀県知事より農業委員会へ意見を聴取するものとなっているところであります。今回佐賀県知事から意見聴取の依頼がありましたので、議案の上程をしました。審議内容は農地法第5条の規定による許可申請と同様です。

先に転用内容の説明を行いますが、その後になりますけど、この再エネ法に係る農林漁業の健全な発展に資する取り組みについては、今日お見えであります西九州風力発電の久原社長さんに概略の説明をお願いしたいと思います。まずはちょっと今回の転用の案件について説明をまとめてさせていただきます。

すみません。その前に5ページの1の1のところに土地代金が入っていませんでしたので、1枚議案差し替えの分を置かせていただいておりますけど、おわかりでしょうか。先に送った分には土地代金が入っていませんので、1枚置いている分が土地代金が入っているものになります。それを見ながらお願いします。ではすみません。まとめて説明をさせてい

ただきます。

議案書の 5 ページの整理番号 1 の 1 番ですね。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畠 1 筆、面積は 6 3 3 平方メートルです。現況は樹園地となっております。目的は風力発電設備 1 号機です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 1 および 2 ページをご覧ください。隣接地の状況などについては、4 ページの公図重ね図をご覧ください。土地利用計画は、8 ページのとおりです。

立地基準ですが、第 1 種農地の該当事項 1 番に該当します。整理番号 1 番から議案書 7 ページの 1 の 6 番までの風力発電設備につきまして、隣接農地等への影響ですが、盛土、切土を行う計画となっており、排水については雨水のみで基本は地下浸透および自然流下となっております。

2 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畠 7 筆、面積は 4, 2 6 1 平方メートルです。現況は樹園地および休耕地となっております。目的は、風力発電設備 2 号機です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 1 および 2 ページをご覧ください。隣接地の状況などについては、5 ページの公図重ね図をご覧ください。土地利用計画は、9 ページのとおりです。

立地基準ですが、第1種農地の該当事項1番に該当します。排水については雨水のみで、自然地下浸透および敷地内に有孔管150ミリを埋設し、南東側の既存水路へ500ミリのフレキシブル排水管を設置し、東側の沈砂池へ流し、上水を東側の既存水路へ接続放流させる計画です。また北東側には土水路を設けて小規模の沈砂池から上水を北側のふとんかごを介して北側の斜面に流す計画です。

1の3について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畠2筆、面積は1,112平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、搬入用道路です。うち739平方メートルは所有権移転、373平方メートルは地上権設定です。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の1および2ページをご覧ください。隣接地の状況などについては、4ページの公図重ね図をご覧ください。土地利用計画は、12ページのとおりです。

立地基準ですが、第1種農地の該当事項1番に該当します。なお、一部地上権設定となっておりますが、隣接地を所有者が農地として活用するにあたり、耕作用にも兼用して使いたいという地主さんの要望により、この地上権設定となっております。

1の4番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は

畠3筆、面積は合計で2,067平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は変電所、風力発電設備1号、2号機用です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の1および3ページをご覧ください。隣接地の状況などについては、7ページの公図重ね図をご覧ください。土地利用計画は、11ページのとおりです。

立地基準ですが、第1種農地の該当事項2番に該当します。1の4について終わります。

1の5にいきます。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畠3筆、面積は合計で1,018平方メートルです。現況は普通畠となっております。目的は搬入路、管理用道路、風力発電設備3号機用です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の1および2ページをご覧ください。隣接地の状況などについては、6ページの公図重ね図をご覧ください。土地利用計画は、10ページのとおりです。

立地基準については第1種農地の該当事項2番に該当します。

最後の1の6について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畠1筆、面積は1,806平方メートルです。現況は休耕地となっております。目的は、変電所、風力発電設備3号

機用です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の1および2ページをご覧ください。隣接地の状況などについては、6ページの公図重ね図をご覧ください。土地利用計画は、10ページのとおりです。

これも立地基準につきましては第1種農地の該当事項2番に該当します。

以上、1の6まで説明をいたしましたが、風力発電設備の3号機は農地以外に建っておりますので、今回の議案の中に入れておりませんので3号機の分は説明がありませんが、ご了承ください。

西九州風力発電
株式会社久原社長
西九州風力発電株式会社の代表取締役の久原と申します。農山漁村再エネ法に基づく農林漁業の発展に資する取り組みについて説明させていただきます。

本事業はもう今から8年ぐらい前に計画を始めまして、地元と何回か話し合いを重ねてですね、令和2年に加部島の臨時総会を開いていただきまして、そこで風力を賛成という決議をいただきまして、令和2年12月に地元の地区と協定書を結んでおります。その協定書の中で、その資する取り組みとして、地元のためにですね、風力発電事業から事業収益の一部を基金として拠出するということを取り決めております。その拠出金の額は年間150万円で、期間は20年となっております。その基金は加部島区と弊社のほうで共同管理を行いまして、更に申しますと、これも法律の仕組み上は加

部島区がすぐ自在に使うということにはなっておりませんで、いったん加部島区のほうから農林漁業のためにこういうことをやりたいと、そういう要望が出されると、それを唐津市さんほうに報告いたしまして、唐津市さんほうでそれについて決裁をいただいて、その後にその基金から実際に支出するという取り組みになっております。特に毎年使途が決まっているわけではございませんし、使い切りというわけじゃありませんので、使い切れなかつた分があれば全部繰り越して積み立てていくという、そういうことになっております。地元からは、その使いみちとしては、区長さんあたりからは農道の補修とかですね、いろんな農業関連の事業に関することでやりたいことはいろいろあるので、そちらのほうで使っていきたいというふうにお話を伺っております。短いですが、ご説明させていただきました。

農地係長 ありがとうございました。すみません。うちのほうの説明がもうちょっと足りなくて、少し説明を追加します。

この転用の確実性ですけど、事業費は総額約47億8,000万円で、自己資金および借入金で賄う計画でされております。金融機関が発行した融資証明書については確認をいたしております。

あと自然公園法、玄海国定公園の工作物新築許可が佐賀県より下りております。あと行政財産使用許可済み、法定外公共物占用許可済み、これは風車の羽根が当たるためということで聞いております。上場土地改良区からの意見書が提出さ

れています。

あと地元区長、生産組合長、隣接農地所有者を含む加部島地区区民総意の上で事業実施となっておりますので、特に書面等はいただいておりませんが、先ほど社長が説明されましたが、平成30年ぐらいの立案から令和2年8月末の地元区民総意賛同までずっと協議を重ねられておりますので、特に地元からの問題が出てくることはないだろうということですうちのほうは判断しておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長 地区担当の西部調査会より補足説明があればお願ひします。

袈裟丸一彦委員 先月の30日の日に西部調査会で現地を見ていただきました。行ってみると、とても広い広場なので、どれが農地か、どれが農地じゃないかというのはわかりませんでした。しかし、全体的に農地として管理されていたのでよかろうと思いますが、加部島の北側の牧場の脇にずっと通っていく道があります。その道を通るなら、加部島は何かよか所の観光地のようだと思うような道ができておりました。一度皆さんも行ってみてください。見違えるようになっております。あとは皆さんの判断にお任せします。

議長 ほかに委員の皆さんからご意見ございましたらお願ひします。はい。古賀委員。

古賀由紹委員 失礼します。古賀でございます。事前に資料をいただきまして、いろいろ勉強をさせていただいたんですけども、折

しも新聞等で、1つは海上での発電の話がありました。もう1つはちょっと古いですけれども、隣の伊万里市のほうでこういう発電とは全く違ったもので地元の理解が十分ではないのではないかということで、いろいろと騒がしくなっているという報道等もございました。そういう中で、今回社長様にもお見えいただいて、先ほどご紹介いただきましたけれども、地元と十分協議をなさって、協定まで結んでやっていただけるということで安心したところでございます。要は今回計画されていることがうまくいくようにどうやっていくのかというのが大きな柱になってくるだろうというふうに思いますが、地元のほうと十分調整を進めていただきながら、しっかりと取り組んでいただきたいというお願いでございます。以上でございます。

議長 ありがとうございます。ほかにご意見ございませんか。

(異議なしの声あり)

意見がないようでございますので、質疑を終了します。この設備整備計画の認定に係る農業委員会の意見というのは異議なしとして県知事へ報告することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

ありがとうございました。挙手全員、よって異議なしと県知事のほうへ報告をさせていただきます。

ここで休憩を取りたいと思います。14時55分に再開をしたいと思います。

~~~~~○~~~~~

15時35分 休憩

15時55分 再開

~~~~~○~~~~~

議長 時間が来たようでございますので、会議を再開したいと思います。議案集8ページ、議案第42号農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号1番から議案集10ページ、整理番号9番を議題とします。この9件につきましては一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。議案書の8ページから10ページをご覧ください。今回の案件は、所有権の移転に関する案件のみで、合計9件です。申請人の住所、氏名、申請農地および申請の事由等については、議案書記載のとおりです。お手元の調査書1ページから9ページをご覧ください。調査書に記載しておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長 それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

本案について、質疑や異議はございませんか。はい。古賀委員。

古賀由紹委員

すみません。細かいことになると思いますが、申し訳ございません。9ページの6番の分でございます。この9ページによりますと、譲受人さんの経営面積がゼロになってございます。一方、調査書、今日いただいた資料でございますが、その調査書の6ページのところですけれども、①のところなり、あるいは⑥なりでは、既に農業経営を行われているような記載になってございます。それからしますと、9ページの6番のこの譲受人の方の経営面積がゼロになっているのはちょっと違うのではないかと思ったものですから、確認のお尋ねでございます。以上でございます。

議長

はい。事務局のほうから。

農地係長

はい。巖木の案件で○○さんなんんですけど、もともとこの○○○○○さんという方は、この○○○○○さん宅にお住まいであって、本来は持っていっとるような状態になっているんですけど、持っていかれてなくてですね、○○○さんの兄弟の子どもさんになって、実際はもうここは管理をされとったみたいなんんですけど、それでちょっとまだ正式に作る作らないがなかったものですから、それがこの○○さんのへん面積的に挙げてなかったような状況であります。ですが同じ家の人じやあります。すみません。ちょっとこれで答えになつとるかわからんとですけど。ですので正式にもう○○にお住まいですので、この○○さんのほうに譲るということで今回申

請されております。ですので、一緒に手伝いよったということでここは作ってたということに書いてあるかと思うんですけどね。家の近くにちょっと土地がいくらかあって、ちょっと管理がちょっとあんまり聞き取れとらんみたいなんんですけど、やっぱり自分の土地じゃなかったからそういう状況だったかなと思ってますけど、今後は作られるように聞いておりますので、一応申請を受けております。すみません。答えになってなかったです。すみません。よろしくお願ひします。

議長 ご理解されましたか。はい。ほかにございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集11ページ、議案第43号農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画（賃借権等）について筆番号1番から議案集13ページの筆番号40番までを議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。議案書の11ページから13ページをご覧ください。筆番号1番から40番まですべて賃借権の設定に関する案件です。申請農地および貸し借りの内容、受け手の氏名、住所は議案書に記載のとおりです。お手元の調査書1ページ

から11ページをご覧ください。すみません。ここで1つ記載漏れがありまして、11ページの〇〇〇〇〇〇〇〇さんのところがあるんですけど、すみません。認定状況等欄に何もついてませんが、認定農家になられておりますので、すみません。そのへん認定農家ということで認識していただければと思います。すみません。先ほどすべて賃借権の設定と言いましたけど、一部使用貸借権がありました。先ほどの〇〇〇〇〇〇〇〇さんの分が使用貸借権が2件ございました。すみません。説明を戻りますけど、調査書に記載しておりますとおり、農地中間管理事業法第18条第5項各号に該当し、判断要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長 それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

本案について質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(举手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集14ページ、議案第44号農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画（所有権）について議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。議案書の14ページをご覧ください。所有権につきましても調査書一枚紙のほうを用意しておりますので、ご覧ください。筆番号1番について、対象農地、所有権の移転を受ける者の住所、氏名、利用目的、所有権移転の時期と対価等については議案書に記載のとおりです。お手元の調査書一枚紙をご覧ください。調査書に記載しておりますとおり、受け手については各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長 それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

本案について質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。以上をもちまして議案第40号9件、議案第41号1件、議案第42号9件、議案第43号1件、議案第44号1件、計5議案21件は、いずれも原案どおり可決をしました。長時間にわたっての慎重なるご審議をいただきまして、ありがとうございました。